

新町の名称決定方法について(案)

[決定方法]

1. 新町名称候補選定小委員会が選定した新町の名称候補7点について、住民アンケートの集計を合併協議会に報告し、合併協議会における協議のうえ、委員全員の一致をもって新町の名称を決定する。
2. 協議による新町の名称の決定が困難な場合には、次に定める投票方法により、新町の名称を決定する。

[投票方法]

・合併協議会正副会長を含む委員全員による無記名投票とし、次の要領で投票を行う。

1. (第1回投票)

- (1) 新町の名称候補7点の中から1人3点を投票し、上位3点について第2回投票の候補とする

(2) 同点の場合は、同点となった名称候補で再度投票を行い上位の名称を候補とする

(3) 再度同点の場合は、新町名称アンケート結果で上位の名称を候補とする

2. (第2回投票)

- (1) 第1回投票で選定された3点の中から1人2点を投票し、上位2点について第3回投票の候補とする

(2) 同点の場合は、同点となった名称候補で再度投票を行い上位の名称を候補とする

(3) 再度同点の場合は、新町名称アンケート結果で上位の名称を候補とする

3. (第3回投票)

- (1) 第2回投票で選定された2点の中から1人1点を投票し、有効投票数の2/3以上の得票をもって決定する

(2) 2/3以上の得票がない場合は、再協議を行う

4. 無効について

- (1) 決められた点数および名称候補を選ばなかった(記載しなかった)投票用紙は、すべて無効とする

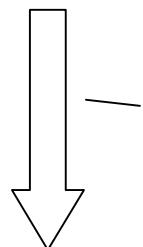
[開票方法]

1. 開票事務に開票管理者と開票立会人を置き、合併協議会幹事長を開票管理者とし、副幹事長を開票立会人とする
2. 開票事務従事者は、合併協議会事務局職員とする

新町の名称決定投票方法

〔第1回投票〕

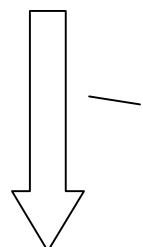
新町の名称候補 7 点の中から 1 人 3 点を投票し、上位 3 点について第 2 回投票の候補とする



- ・同点の場合同点となった名称で再投票し、上位を候補とする
- ・再度同点の場合は、住民アンケート結果で上位を候補とする

〔第2回投票〕

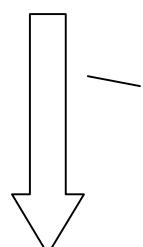
第 1 回投票で選定された 3 点の中から 1 人 2 点を投票し、上位 2 点について第 3 回投票の候補とする



- ・同点の場合同点となった名称で再投票し、上位を候補とする
- ・再度同点の場合は、住民アンケート結果で上位を候補とする

〔第3回投票〕

第 2 回投票で選定された 2 点の中から 1 人 1 点を投票し、有効投票数の $2 / 3$ 以上の得票をもって決定する



- ・ $2 / 3$ 以上の得票がない場合は、再協議を行う

新町の名称決定

新町の名称決定今後のスケジュール（案）

